

## 令和3年度雲南市社会福祉法人監査結果（法人本部）

(令和5年8月31日現在)

| 監査実施日    | 法人名     | 文書指摘事項   | 改善状況  |
|----------|---------|--|---|
| R3.10.21 | 愛耕福祉会   | <p>①評議員会議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていないので、今後は記載すること（前回の指導監査時に口頭指摘）。</p> <p>②評議員に支払った報酬の内に、評議員報酬としては認められないもの（業務委託費、手数料等に該当するもの）があったので改めること。</p> <p>③社会福祉事業の収入について、法令・通知上認められない使途への資金の充当が見受けられるので、通知の範囲内での充当に留めること。また、他の使途への充当が可能な場合であっても、他の使途への充当が必要な場合は、補助金（委託金）の所管官庁へ事前に協議し承諾を得ること。</p> <p>④会計処理における勘定科目は、会計基準等で示されている既定の勘定科目を使用すること。なお、会計基準等にない勘定科目が必要な場合は、可能な範囲で独自設定することはできる。</p> <p>⑤事業費に係る収入（収益）及び支出（費用）の一部が法人本部で会計処理されているので、各保育園拠点に配分して処理すること。</p> | <p>①改善済<br/>②改善済<br/>③改善済<br/>④改善中<br/>⑤改善済</p> |
| R3.11.11 | あおぞら福祉会 | <p>①評議員会議事録に一部の議案が添付されていなかったので、議事録と一緒に保存すること。</p> <p>②定時評議員会終了後、同日開催される理事会の招集通知省略に同意したことが確認できなかつたので、新役員全員の同意を得た上で議事録に記載すること。</p> <p>③基本金に該当する寄附金が認められるので、基本金として計上を行うこと。</p>  | <p>①改善済<br/>②改善中<br/>③改善中</p>                   |

※「改善状況」については、改善済、改善中、未改善と記載する。